（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十八　株式会社海外需要開拓支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十　株式会社海外需要開拓支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十八　株式会社海外需要開拓支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「株式会社産業革新機構」の下に「、株式会社海外需要開拓支援機構」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八十　株式会社海外需要開拓支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

十二　株式会社海外需要開拓支援機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第六条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十二　株式会社海外需要開拓支援機構

附　則

この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外需要開拓支援機構法第四条第三項の倍数を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十四号

株式会社海外需要開拓支援機構法第四条第三項の倍数を定める政令

内閣は、株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外需要開拓支援機構法第四条第三項の政令で定める倍数は、一とする。

附　則

この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第八十八号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第二条第三項及び第二条の二第三項の規定に基づき、航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

総務大臣　新藤　義孝

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「、広島西飛行場」を削り、「石垣空港」を「新石垣空港」に改める。

別表第四中「、広島西飛行場」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の別表第二及び別表第四の規定は、平成二十五年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十四年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百四号

総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、厚生労働省関係総合特別区域法施行規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係総合特別区域法施行規則を廃止する省令

厚生労働省関係総合特別区域法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二大中型まき網漁業の項第七号中「中西部太平洋条約海域」を「次に掲げる海域」に改め、同号に次のように加える。

イ　中西部太平洋条約海域

ロ　インド洋の海域

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第三十号を第三十一号とし、第二十五号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「第二十七号」を「第二十八号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十二号を第二十四号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「第二十一号」を「第二十二号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　インド洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

附　則

この省令は、平成二十五年九月十四日から施行する。